

イギリス救貧法における right to relief の形成について

——新救貧法の成立まで——

矢野 聡

1. はじめに

今日、社会保障を軸とした福祉重視型の国内政策をなお将来にわたって存続・発展させようとするれば、従来の立法及び行政に流れる思想と現代の社会保障の概念における権利論をより接近させるための研究が従来以上に必要となる。この認識の基底として、理論を構築するための背景をなす歴史研究による法律・行政の実体的検証のための作業が欠かせない役割を果たす。たとえばイギリス労働法の分野では、デーキンやウィルキンソン (S. Deakin and F. Wilkinson 二〇〇五) が歴史分析として展開したように、賃金・雇用関係が雇用主の独占から離れ、労働者の個人の権利として

イギリス救貧法における right to relief の形成について (矢野)

一七 (一九九)

新たな契約関係が成立するところから、近代的雇用の理論が発生する^①。これと同様に、福祉政策が従来の中世の国家行政ないし教会勢力によるパターンリズムから離れて、公共サービスとして給付の提供者と受給者との間に従来と異なる比較的対等な関係が発生し、定着する過程を検証する必要がある。そのためには、社会政策分野の法制度的主体が政変によって急激に影響を受けないオートノマスな組織体であり、サービス受給対象がともに何らかの認知を受けた個人を前提としなければならない。これはヨーロッパ大陸の「社会権」の生成と発展のための前提条件であろう^②。こうしたことから個人を取り扱う場合には、規範理論としての福祉概念の位置を設定するため、歴史研究に触れないわけにはいかない。とくに社会保障における法学の学問的発展を分析・検証する過程において、こうした手法が必要不可欠である。

この作業をなす背景としてさらに言えば、わが国の近代福祉政策の基本をなす法律および行政の思想が、とりわけ欧米各国からの影響を強く受けて成立した事実を挙げなければならない。特に明治維新以降に導入された福祉に関する基本思想については、時にはアメリカを経由して今日においてもなお、もとのイギリスの制度や思想から多大な影響を受けている。したがって本稿は、イギリスの法思想の根源を探ることによってイギリス型福祉行政の特質^③普遍性を理解するとともに、イギリス救貧法をめぐる最近の学界の動向を分析する中から、わが国の法体系を規定づける福祉思想の基礎を探求・整理することを目的とする。

社会福祉 (Social Welfare) という用語は、わが国では敗戦時まで一般的には用いられていなかったが、昭和（日本国）憲法にGHQによる条項の翻訳語として突然登場してから^④わが国半世紀あまりを経て急速に普及し、今日では全国的に普遍化している。これは第二次大戦終了以降、わが国の国家目標が大転換して、当時のヨーロッパとりわけイ

ギリスや北欧が政治的に希求し、実現しつつあった「福祉国家」を目標に設定したと連動しているといっている。そしてこの思想を翳した憲法第二五条は、今日でもなお人々の間で最もよく受け入れられているといえる。この福祉、ないし社会福祉という概念の発生源は、先に述べたようにイギリスに求めることができる。アメリカにおいて新保守主義の立場から社会福祉の歴史研究を行っているヒンメルファープ (G.Himmelrath) は、社会実験としてアメリカが「民主主義」の基本形を他の国に示したように、イングランドは「社会福祉」の基本形を示した、と述べている。⁴⁾ イギリスは社会福祉の基本思想をなす法体系及び政治体系、そして社会福祉対象者に関して、国内行政施策としてその救済技法を世界で最も早く進めた国として知られる。この法的根拠が救貧法 (Poor Law) であつたことは有名である。イギリス救貧法は、およそ三五〇年以上にわたつてイギリス国内の社会福祉サービス受給者を対象に君臨した。ヨーロッパの他の国々が孤児、高齢者、障害者その他の貧民を救済する分野を長く宗教的慈善活動に委ね、その結果自国の実定法による貧民救済制度の法的確立が遅れた事実と比べれば対照的である。一九世紀のヨーロッパ大陸の国々が、福祉立法及び行政政策の近代的確立にあたつて、多かれ少なかれイギリスを参考にした歴史的経緯から見ても、ヒンメルファープによる指摘は正しいといえるであろう。しかし日本国内で行われた救貧法の研究における今日までの到達点は、社会政策あるいは社会福祉の分野にしても、ウェップ夫妻による政治色の強い歴史研究をめぐる解釈という極めて限定された領域に集中するという現象を呈してきた。⁵⁾ この研究の閉塞をブレイクスルーする意味からも、イギリス救貧法の権利論的源泉について、今日までの研究水準を考察しながら分析することは重要であろう。

2. 救貧法と right to relief

イギリス救貧法は一六世紀のチューダー王朝時代に法体系の整備に向けた具体的法制化がすすみ、エリザベス一世の治世に、いわゆる「エリザベス救貧法」⁽⁶⁾としてその完成をみた。その後も救貧法は、ピューリタン革命、名誉革命等の国内の政治の変遷の中で存続・発展を遂げ、一八三四年の大改正⁽⁷⁾によって救済の対象を労働者階級の下層にまで広げることがあったが、時代によってその内容を巧みに変えながら、一九四八年まで存続した⁽⁸⁾。イギリス国内で救貧法が長期にわたって存続しえた理由の一つは、一八三四年を境にそれまでのコモン・ローとして扱われた法的処遇から、近代イギリス国内の行政立法として巧みに転化できたからであった。このように、救貧法は大陸法とは異なるイギリス法の特徴を存分に備え、コモン・ロー的法思想の衰退後も機能を変化させて運用されてきたといえる。

救貧法も法である限り国内の社会政策を規定する行政的方向付けの役割を担いながら、イギリス貧民を生活困窮から救済するための法の定義に基づいて運用されていた。この運用の根本にある思想は、一九世紀に至るまで法律の理念、条項の中に明快に成文化されてはいなかったが、詳細に突き詰めれば、right to reliefと(う)つ(こ)なる。right to reliefとは一般に「被救済権」ないし「保護受給権」と理解され、旧救貧法の時代には領主と農奴、支配人と召使、そして職人と徒弟等との間の、封建的身分制における伝統的救済の慣例として存続していたという解釈が可能である。しかしわが国のイギリス救貧法史研究においてはじめて正面からこの問題に取り組んだ大沢真理は、このような日本語訳をせず、あえて原語による表現を用いた。その理由には、イギリスのコモン・ローによる用語の独特の構造と理解が、被救済権や生存権の概念に見られるような、人々に備わった固有の権利というヨーロッパ大陸的な法の理解と

いう道筋を招く恐れがあった、と推測できる。⁽⁹⁾ 英米法では常識の範囲に属するが、成文法のとらえ方自体がヨーロッパ大陸法のそれとは異なっており、大沢真理はそのことにとりわけ配慮した。筆者もまたこの立場に立ち、本研究の主題を翻訳語ではなく *right to relief* と表現する。ただその場合、大沢真理が一九八〇年代の時点でもっぱらウェット夫妻の救貧法史観をそのよりどころにせざるを得なかった当時の救貧法（及び定住法）研究の制約の中での問題提起、すなわち「権利の本質、権利者に相対する者の義務、第三者の地位や制度的保障等々」⁽¹⁰⁾ を、三〇年を経た救貧法の今日的研究の蓄積によって整理しようと試みるものである。

イギリス救貧法の歴史で、仮に人々の普遍的権利として、このような社会契約のもとで貧民の保護が行われていれば、日本国憲法が享受する第二五条の条文に明記されている「生存権」の起源が、まさにイギリス救貧法を通じて行われていたことになる。しかしヨーロッパ大陸の法とは異なっており、イギリス救貧法（旧救貧法）は、社会契約立法として理解するよりはむしろ慣習法の伝統を受け継ぐコモン・ローそのものとして理解すべきである。これはすなわちアングロサクソン族の侵入によるグレートブリテン島領地支配で示された法及び行政機構の伝統と経験を重視する統治形態が、基本的にノルマン征服王朝以降も継続し、さらに時代とともにその厚みを増していった結果とみるべきであろう。そこにある貧民救済とは、イギリスの国王および教会による統治、そして行政執行による「慣習的」原理であつたということになる。

さらに言えば、救貧法概念そのものを生存権に連なる解釈で推しはかることが救貧法の全体像を網羅することに必ずしもならない。なぜならば、救貧法は孤児、夫を失った女性、生活困窮者のほかに病弱者や失業者など、その適用範囲が広く、同時に浮浪者や犯罪者の取り締まりの一部としても機能していたからである。それでは生存権の源

流によらない救貧法を、コモン・ローの原理から説き起こす、というのはどのようなことであろうか。一八世紀からコモン・ローの法哲学は、もともとギリシャ時代にその発想が遡る「自然法 (natural law)」による理解としてイギリス法学界に定着していた。通常の自然法の理解には二つの種類がある。一つは自然秩序すなわち普遍的序列に関するもので近代国家以前の社会 (身分) 秩序もまた、この自然法によつて規定されることになる。もう一つは、個人は誰にも譲渡することができない固有の権利を有する、とするものである。アングロサクソン諸国の法哲学に属する国々は、現在でもなお知的判断の根底に自然法が屹立しているといつてよく、彼らの法を深く理解するうえで重要である。また、ホッブスにおける権力論、ロックによる社会契約論の背景をなす基本哲学も、自然法のこの解釈によつて理解が容易になる。こう考えれば、right to relief はイングリランドとウェールズにおいて抽象的な「権力」ないし「民主主義」が獲得した固有の権利の明確な象徴とは必ずしもいえない。さらにいえば、わが国の憲法二五条を起点とする生存権保障の理念は、明らかにドイツ・ワイマール共和国憲法、すなわちドイツ法思想の影響を受けている。そのことがたとえば現行の生活保護法等の運用実態に厳格に適用されるかどうかはともかく、生存権保障を軸とした実定法の出自そのものがイギリス救貧法とは縁がない。さらに、この憲法二五条第一項は、その運用及び法解釈において判例や研究の流れから福祉対象者の総合的な権利向上を促す立法、というよりはむしろ「最低生活保障」の問題へとすり替わる傾向があり、それは主に金銭の最低保障給付の適切性へと収斂される方向性を持つ。¹¹⁾ すなわち、昭和憲法で謳われている「生存権」は、それを規定する上位概念を欠いている、と指摘できるであろう。しかし生活保護法の法理論はともかく、実定法上の解釈と運用の理解については、特に自立助長の側面から見れば明らかにイギリス・ベヴァリッジ計画の影響を見て取ることができる。¹²⁾ これを単純に言い表せば、ドイツ法理論のアングロサクソ

ンの運用、ということになる。わが国に特徴的なこの英米法とヨーロッパ大陸型の法思想の混在は、その論理的矛盾を解くよりも、何であれ利用価値が高いと思われる思想を積極的に吸収したという、わが国特有の外からの学問、文化の導入方法による歴史的形體として理解するほうが容易であろう。

救貧法に戻ると、一般的なイギリス救貧法史の説明としては、エリザベス救貧法にあるように今日という障害者、高齢者、孤児、未亡人等の救済と浮浪者、治安を乱す軽犯罪者の取り締まりを主な対象とするものであった。これはすなわちアングロサクソン族その他がその伝統として組織的に行っていた生活困窮者救済事業及びこれと関連する治安維持總体の国内行政の需要による法制化であり、金銭給付の発展はその具体化の一例にすぎなかったともいえる。しかし同時にエリザベス救貧法は教区の貧民監督官に三つの権限を与えていた。¹³すなわち第一に既婚であると否にかかわらず、自立助長のための職業あつせんを行う権限である。第二に、今日という身体障害者に最低生活を営むための現金給付を行う権限である。そして第三は児童の徒弟奉公のあつせんや就労のあつせんを行う権限であった。救貧法そのものは、これら社会政策全般を含む広い範囲の中で行われる行政であった。

救貧法と right to relief との関係について、さらに述べてみよう。一八八一年にイギリスの救貧法を解説したフォール (T.W.Fowler) によれば、救貧法は「我々の感覚で現存する(窮乏状態を救済する意味での)法とは全く言えない。それらと呼ぶならば貧民に対する法、および労働権のための法としたほうがより適切である」と述べており、¹⁴この理解の仕方を救貧法史の研究を行ったウェブ夫妻も引用している。¹⁵この意味するところは、ヨーロッパ大陸法においてしばしばみられるように、人々の権利を「社会権」化してこの概念のもとに法的な判断を下す法基準とした、ということではない。少なくとも一九世紀にいたるまで、イギリス救貧法をめぐる裁判上の裁定において、このよう

な解釈を以て判例の根拠にされたことはない。貧民の *right to relief* は、主に統治者によるコモン・ローの運用から、長い年月をかけて次第に行政および教会勢力の最小行政単位である教区を通じて全体に普及していった、ということであろう。¹⁶ ちなみに *right to relief* についてヒンメルファーフは、「生存のためのすべての資産を法的に保障することによって、イングランドは貧民に労働の義務からの救済を行った」と述べる。¹⁷

ところで社会福祉の源流をなすイギリス国内法には、救貧法のほかにもう一つの立法があげられる。これが一六六二年に制定された定住法 (*settlement and removal act*)¹⁸ である。定住法は、全国各地ですで行われていた、教区が発行する定住戸籍 (*settlement*) を制度化したものだ。この法律の必要性は、清教徒革命による国内混乱による人口移動による治安の不安定化によって起こった。端的に言えばエリザベス救貧法の治安維持的強化策の一環であった。定住法は、イギリス国内の政治変動の補強的役割と考えるべきであろう。ちなみにイギリス最初の救貧法史研究家バーン (R. Burn) も述べるように、エリザベス救貧法制定以前の生活困窮者への救済もまた、定住戸籍の確定したものに對して行われていた。¹⁹ 旧救貧法研究の権威であるスラック (P. Slack) は、同法の内容を以下のように要約している。

- (1) 新たに教区にきたものは、二名の治安判事によって四〇日以内ないし少なくとも一〇ポンド以上の価値のある家に居住していない場合、住民から苦情があれば退去させられた。例外的に出身の教区がいくつかの環境条件によって居住を認められた。

- (2) ロンドン貧民法人による活動の存続が認められ、その他はそれぞれの郡が行うこと、とされた。

- (3) 巨大な北部の教区、街区は、自分たちの貧民監督官を置くことができた。²⁰

このように、定住法は救貧法と名称が異なる。だが、その内容は、具体的に言えば救貧法受給の法関係の明確化で

ある。すなわち、救済受給権の教区戸籍保持者への明確化であり、それ以外の貧民および不審者を排除する権利の明確化でもあった。また(2)、(3)の内容をみれば、明らかに救貧法を前提とし相互に補完する役割を有した法律であった。一八世紀までの定住法による慣習法的裁定からすれば、イギリス国内の定住権を得る（つまり父方の出自の証明により出生地が証明される）ことと救貧法による救済を受給できる権利とは連動していた。さらにこの定住法はいくつかの改正を経た。たとえば一六八五年改正法は一六六二年法の継承だが、入来者が到着について書面での通知を教区官吏または貧民監督官のうちどちらかの一人に与えた日付から四〇日までの住居期間につき始まるように定義した。言い換えれば、四〇日の滞在が、教区官吏のもとで本人及びその家族が認知した滞在期間、というように緩和されたこととなる。⁽²¹⁾

これを受給側から見よう。生活に困窮した人が援助を求めて最初に向かう対象は通常教区官吏、とりわけ「貧民監督官 (overseers of the poor)」である。貧民監督官が援助を必要と認める基準は、さしあたり本人が飢餓の状態にあるかどうか、である。つまり飢餓という緊急性による援助の必要性は、貧民監督官個人の裁量によりある程度の恣意性を想定することができる。しかし、救済決定権は、あくまでも治安判事が有していた。したがってたとえば貧民監督官が救済の給付を拒否する場合でも、その決定は治安判事によって覆される場合もあった。すなわち、援助を求めた人が、不服申し立てをする権利が認められていた、ということになる。もともとこれは明瞭に成文化されたものではなく、個人の権利として通常に行われていた手続であった。チューダー王朝の当時一五〇〇〇余に及んだ教区の教会活動を含む行政事務のスタッフは、それぞれ「緊急的措置」としてこれらの人々の受け入れや食事、宿泊の世話をを行った。つまり救済は、法的には救貧法行政ではあるが、一七世紀の当時はその土地で行われた過去の救済に沿って

独自の方式で行うという、必ずしも法執行の厳格性を重視しない、比較的緩やかな仕組みの下で行われた。治安判事や貧民監督官、それに他の事務スタッフが行う実際の救済による法の執行には、個人の裁量が多くかわるとみなされる事例も少なくはなかった。⁽²²⁾ しかしこの裁量権は仮に生活困窮者が自分のところに居住証明としての定住戸籍 (settlement) を有する住民であれば、定住法に従って必ず救済しなければならず、定住法についての彼らに対する恣意性は、限定されていたと考えられる。⁽²³⁾

定住法は一六九一年にまた改正された。⁽²⁴⁾ 改正点は救貧救済の受領において、教区居住者の登録を導入し、証明書を発行したことであった。このため、

- (1) 地方税の支払い、徒弟奉公、年季奉公が定住戸籍の資金となった。
- (2) 教区会は年金支払者の証明名簿を各年作成し、治安判事の権限による認証がなければ名簿の名前が追加できなかった。⁽²⁵⁾

さらに一六九七年になって改正が加えられた。⁽²⁶⁾ 改正の内容は証明書制度の導入および教区民への徒弟割当に関するもので、

- (1) 証明書を持った新参者は、理由があるときに出なければ退去させることができない
 - (2) 救済を受けているものはバッジをつけなければならない
 - (3) これを拒否するものは、過料として窮民徒弟奉公に出される⁽²⁷⁾
- というものであった。

既に述べたようにこの最終決定権は、四季巡回裁判を通じた治安判事によって行われた。救済に対する法的な整備、

言い換えればイギリス救貧法及び定住法の適用は、一八世紀以降になって順次行われ、時代が求める国内行政法的装いを増しながら持続していったといえる。ちなみに一六九七年法は、定住法の法的解釈をさらに柔軟にした。個人が証明書ないしバッジをつけて定住戸籍から認定を受けるという行為は、貧民の汚名という意味ではなく、被受給者にとつて限りなくright to reliefの権利獲得に接近するものであった。チャールズワース (Charlesworth) の著述によれば、内容的にこれが法律に規定・明文化されるのは、一七一四年である⁽²⁸⁾。一七一四年定住法改正法の概要は、援助を申請した生活困窮者が貧民監督官によつて救済の給付を拒否された場合、治安判事に対して再審査を請求できることを定めた。また定住法で確認できない状況にある生活困窮の状態にある、義務を全く伴わない立場の部外者についても、すべての立法に先んじて人道的見地から、飢餓状態から救うために救済を与えることを認めた⁽²⁹⁾。

同法の内容をみると、被救済者の権利性の明確化は先にも述べたように人民の権利として謳いあげるものではなく、救貧法適用時に行政上の義務規定の中から現れた。言い換えれば、実際の救貧行政における保護救済の緊急性に即して、救貧法の運用を緩和する過程の中から体験的に出現した施策の結果が法に反映された。すなわち旧救貧法体制の下で、改正定住法を通じた生活困窮者のright to reliefという独立した概念は、一八世紀前半から認識され始めたと考えてよい。

チャールズワースの説明による一七一四年法の条文の内容は次のとおりである。「定住法で確認できない状況にある生活困窮の状態にある、義務を全く伴わない立場の部外者についても、すべての立法に先んじて人道的見地から、飢餓状態から救うために救済を与えることを認める⁽³⁰⁾」。ただ、定住法による居住地確認の明瞭な受給対象者は、このような紛争事例に遭遇することはほとんどなかった。この法律によれば、「生活困窮者は、彼が困窮状態であれ

ば、教区に戸籍を持つ定住者であろうがなかるうが、救済されなければならない」という表記がある⁽³¹⁾。ところで、実際に貧困救済業務にあたる教区官吏は、当然ながら救貧法の執行業務と同時に、教会の牧師による指揮命令系統にも属していた。救貧法の法的救済は教会の勢力による裁量というフィルターも通していたことになる。教会の倫理観によれば、特に生活が困窮した未婚の妊婦等に対しての救済は、あまり資料が明確ではない。一八世紀後半までは、教区の中にはイギリス高等法院による救貧法の指令と争う事例もあったが、生活困窮の救済の緊急性から、また後に述べるギルバート法に見られる人道主義化の流れから、本人の救済が優先されることとなった。

法律によつて生活困窮者の保護の緊急性が確立すると、書類による申請保護行政による手続きの遅れと、浮浪化する貧民の收容の非効率性を挽回するための動きが顕著になった。すなわち救貧施設を建設し、そこに生活困窮者を收容する動きが加速したのである。すでにイギリスの各地で建設が行われていた「ワークハウス」の建設促進が叫ばれるようになった⁽³²⁾。こうした背景から議会で成立した立法が一七二二年のナッチブル法 (Katchbull's Act) である⁽³³⁾。別名ワークハウステスト法とも呼ばれるナッチブル法は、教区におけるワークハウスの建設促進と定住法の居住制限を強化する狙いがあった。その概要は次のとおりである。

- (1) 治安判事によつて宣誓が行われた証拠がなければ、どのような附加的な救済リストも用いてはならない。
- (2) 教会管財人と貧民監督官は、教区住民の合意のもとで、ワークハウスおよび複数のワークハウスを借り上げ、そこに貧民の生活維持と就労のためならだれでも契約をするようにしなければならぬ。
- (3) これらを拒否する貧民はワークハウスに入れて救済を行わないようにする。
- (4) これらの目的のために二およびそれ以上の教区が治安判事の合意のもとで連合できる⁽³⁴⁾。

このように、当時は浮浪化の防止による貧民の当該居住地への留め置きのための施策が大きな課題となった。

一八世紀を通じて、判例から貧民の有する証明書の有効性が際立った。これをチャーズワースから転用すると、証明書の有効性は技術的に送致する場合のみであること (Rex v Wensley)、⁽³⁵⁾そしてそれは特定の教区に向けられるものではないこと (Rex v Lillington)。しかし、もし証明書のある教区、保護を申請した教区以外の第三の教区へ移住しここで定住戸籍を得ようとした生活困窮者は、⁽³⁶⁾ 元々の定住戸籍のある教区に二年以上戻れば、その定住戸籍の法的効力を失効させることが認められた (Rex v Newington)。ちなみに証明書の発行は二名の治安判事によるもので、当然ながら自由裁量の余地は高かったと推測できる。教区には貧民の移動をコントロールする法的権限はなく、ただ定住権がないものは除去し、定住権を有する者に証明書を発行した。しかし定住法に従って治安判事に上程する判断については、教区会の決定が影響した。この結果、保守的な教区では教区の救済費用節約のために新たな労働者の流入を制限し、その結果当該地区の近代産業の生成や労働市場形成の速度を鈍らすこととなった。

旧救貧法に見られるように、コモン・ローの伝統による法解釈が動揺する一九世紀に入ると、近代法規の装いのもとに right to relief は次第に具体的な形容となつて表れてきた。同時にそれは、旧救貧法及び定住法の再定義を要求するものでもあった。政治的に見ればウィリアム・ピット (W. Pitt)、ウィルバールフォース (W. Wilberforce) 等の人道主義的貧困救済観による最低賃金制度の提唱等によるホイッグ的議会の動きがあった。もちろんその背後には、この時期の穀物の不作等による経済不況と物価の高騰という深刻な状況があったことは付け加えなければならない。政治的な変化では、このようにキリスト教福音主義による政治、また経済不況を背景として一七九五年にはウィリアム・ヤング法 (William Young Act) が制定された⁽³⁶⁾。同法は、定住法のさらに大幅な緩和を示す内容で、生活困窮者が

他の教区に移住したいと思うだけで移住できるようになった。翌年に新たに制定されたヤング法⁽³⁷⁾によって定住法による居住地制限が大幅に緩和された。同法によれば、救済を申請するものの取り扱いについては、証明書の保持の有無にかかわらず当該教区で救済を行わなければならないということになった。従って困窮者を他教区へ移す、ないし救済を拒否する根拠をなす証明書の保持、という法的根拠は次第に薄弱になった。

一七九五年ヤング法の第一章条文は、一六六二年定住法の欠点を長く論じた。その欠点とは、定住法が以前の定住戸籍のある教区に送り届けられて、それ以外の教区へ移動できないということであった。一八五二年のパシユリ(Pashley)の著述⁽³⁸⁾によれば、ヤング法の条文には窮乏の主原因は本人の疾病であり、それがたびたび続くので元の教区へ帰還する際にこうむる災害について、第二章条文では『貧困者はしばしば退去されるか当該教区を通過する。疾病にり患していながら移動するということは、彼らにとって大きな生命の危機である』と述べている⁽³⁹⁾。一七九五年法は、こうして従来は移動が不可能だった貧民についても、第二の場所に移動することを可能にした。さらに、生活困窮者を定住戸籍のある教区へ移送する際の費用は従来相手の教区の支払いになっていたが、それを担当教区の支払いとした。これによって、教区移動の制限にかかわる一六六二年定住法の運用は、さらに緩和された⁽⁴⁰⁾。だからといって一七九五年ヤング法が生活困窮を訴える貧困者を定住法の基本である元の教区に送還する手続きをやめたわけではなかった。その後も証明書の発行やコモン・ローによる法的な裁定は残ったのである。しかし、ウィリアム・ヤング法によって示された定住法の適用緩和の方向は促進された。たとえば陸軍兵士や海軍水兵の予防的移住の仕組みはすでに一七八四年に終了していたし、一七九三年のローズ法(友愛組合法)は友愛組合の会員には教区移動が及ばない、という例外事項が設けられた⁽⁴¹⁾。一八〇九年には貧民に関する定住法の改正法が成立した⁽⁴²⁾。この内容は、疾病にり患し

ている生活困窮者の移動を免除するものであった。こうして初期の定任法の効力はさらに薄れたが、その存在はなお新救貧法の条項においても残存したのである。

3. right to relief 具体化の過程について

救貧行政における right to relief の概念を法律の観点からはじめて、おそらく決定的なまでに明瞭に定義したのはベンサム (J. Bentham) であろう。イングラントにおいて旧救貧法の行政手法への問題と財政負担の問題が表れた一八〇〇年代初頭は、法学的には時を同じくしてコモン・ローに対する懐疑が高まった時代であった。周知のようにコモン・ローへの反論をもつとも強力に推し進め、近代イギリスの法実証主義と功利主義の体系を打ち立てたのはベンサムであった。ベンサムがコモン・ローに対して向けた批判的理論の一つが、ほかならぬ旧救貧法の処遇をめぐるものであった。ベンサムが捉えた旧救貧法は、歴史主義と権威主義によって運用されていたコモン・ローの代表のひとつでもあり、したがって残滓でもあった。ベンサムはコモン・ローの批判、すなわちオクスフォード大学時代の恩師ブラックストーンの学説に対する権威主義への反発とともに、功利主義理論による自らの理論確立のためにも旧救貧法に代わる(新)救貧法理論を自らの手で行わなければならないと考えた。しかし、彼が救貧法に関する考察を始めるきっかけは、一九九七年当時の、彼の友人であるピットやウィルバーフォースを代表とする議会の議員たちが、人道的見地から最低賃金や救貧法適用の緩和を打ち出した動きを見てからであった。実際彼の新救貧法へ向けた個人的見解はその内容が公開されたわけではなく、直弟子のチャドウィック (E. Chadwick) に受け継がれて、彼による法思想として体系化された。⁽⁴³⁾

ベンサムの救貧法に関する書簡は、一九九〇年代までごく一部の者にしか明らかにされていなかった。当時のイギリス指導層が影響を受けたであろうベンサムの救貧法の見解は、したがってウェップ夫妻をはじめ、それ以前の救貧法研究者が検討したくてもできないものであった。ところが今日マイケル・クウィン (Michael Quinn) が編纂したベンサムの救貧法書簡集によつて、それを知ることができる。クウィンによれば、ベンサムは定住戸籍の所在が明確である以上は救済が与えられる権利、すなわち救貧法受給権が発生する、と明瞭に述べる。クウィンの注釈によれば、ベンサムは *right to relief* つまり救済を受ける権利がイギリスのコモン・ローから発生するものだとし、同時に法的根拠を救貧法及び定住法とし、その表現を *no man, settlement or no settlement shall be left to starve* としている⁴⁴。したがって生活困窮に対する救済の受給権は、ベンサムによつてもまた定住法によつて担保されたと見てよい。

実際、救貧法と定住法の二つの法を全体として一つとみなすシステムの中で、救貧行政はそれらに規定された治安判事と貧民監督官の行政機構による行政裁量として扱われた。たとえば救済の申請も給付の決定も、さらには莊園領主や教区内の富裕な人々から徴収された地方税も、長い間外部の政治的変動に左右されることなしに大きな矛盾もなく執行された。この意味は大きい。中世から近代にかけて、他のヨーロッパ諸国と同様に、イギリスにおいても政治的な変動が続いた。エリザベス救貧法の成立以降、ピューリタン革命、名誉革命等、イギリスの政治的動乱は決して小さくはなかった。こうした国内動乱による中央政権の決定的な変更の中でもなお、行政管轄区としての教区における救貧法行政の執行は、大きな変化を経ることもなく維持された。ベンサムの理解によれば、旧救貧法による法の執行とは、定住法による戸籍の確立によつて被救済権もまた生じることを前提とすることとなる。これは当時の経済学者の多くが、賃金基金説を根拠に救貧法廃止の論陣を張った事実と比べて、法学者としての彼の当然の理解といえる。

同様にスネル (K.D.M Snell) は、定住権を有する教区に居住する者の救済は、「特殊な特権」言い換えれば「貧民の」特殊な権利といえる、と述べる。⁽⁴⁵⁾ しかし一八世紀の後半になると産業革命、アメリカ独立戦争、フランス革命、そして第二次エンクロージャーを含む、人口の増加及び都市化と流動化が、結果として定住法を根拠とした旧救貧法行政の持続を困難にした。⁽⁴⁶⁾

先述の、ベンサムによる救貧法関係書簡集に従えば、right to relief の内容について法律上比較的明瞭にしたのは、ギルバート法⁽⁴⁷⁾であると指摘している。同法の内容は、自分たちの事情により、居住している地域からすぐに生まれた地域に移動ができない居住者が、生活困窮という事由により救済を要求する場合、救貧法による救済の提供者の責任としてギルバート法第三八章を適用する、とある。ちなみにギルバート法第三八章は以下のように記している。「どの教区、街区、場所でも、該当するところに滞って、公式の定住地を持たず、何らかの事故に遭遇して、または危険な病気や身体が疾患状態になり、しかも生存のための資産を持たず、手続きを彼らの定住地に送りえない貧困者を扱う場合は、当該場所の近くの貧民保護官は要求に基づきあるいはそのことを察知して、彼らが安全に移ってゆけるようになるまで住む場所を提供し、適切な食物を与え、かつ扶助（必要な衣服も）するべきである。⁽⁴⁸⁾」この条項の意味するところは、緊急性を有しかつ出自が明瞭ではない生活困窮者でも、従来の定住法による制限を超えて地元の救済資源および財源によって救済すべきだとの見解を示すものである。これは基本的には当該居住地に貧民を固定しようとする定住法の目的を基本的には維持しつつ、さらに運用上は緩和する内容である。実際の救済がそこに存在する生活困窮者の申請によって行われるとする法律の観点からは、明らかに近代公的扶助の「緊急性の原理」を導くものになるといえるであろう。しかしギルバート法は、イギリス国内の地方政府によって広く採用されたわけではなかった。

ギルバート法の趣旨の一つは、教区の連合によってワークハウスを大規模にし、有給の管理者を置く、というものであったが、実際およそ一五〇〇〇の教区のうち、この仕組みを採用したものは九〇〇余り、教区連合の設立は六七でしかなかった。⁽⁴⁹⁾ ギルバート法成立に象徴される、キリスト教福音主義派による運動とも連携した救貧法の人道主義化は、一八世紀後半の産業革命の勃発によるイギリス新中産階級の台頭と労働者階級の発展、言い換えれば貧民の賃労働者化の促進の過程で必然的に発生したのは事実であるが、それが効果的に機能したとは言えない。なぜならば、アダム・スミスも述べたように工場制工業の発展はその前提として労働移動の自由化が要求される。しかし、ほかならぬ定住法の存在が、次第にこの時代の労働力自由化の阻害要因となる、との理論である。しかし、一八世紀末から一九世紀初めにかけて行われた、いわゆる貧困をめぐる論争で、たとえばマルサスは貧民の人口増加を農業による穀物生産と工業製品の増加との関係で説明し、賃金基金説として説明する中で救貧法解体論を展開した。マルサス、リカードゥ、そしてナツソウセニア等の当時の経済学者にしてみれば、古典的賃金論の中に貧民の権利や義務規定が入り込む余地はなかったのである。

これに対し、法学者ベンサムは貧困問題を都市化による人口増加に付随する現象としてとらえることをしなかった。むしろ、私的所有の多寡によって人口増加は制限されるといふ論拠によっていた。たとえば彼は次のように述べる。「人口というものは性交への願望によって制限されるものではない。それは生存に必要な資産によって制限される⁽⁵⁰⁾」。このようにベンサムは救貧法解体論者には与せず、生活困窮者に対する施設収容の方法へと論を導いていった。彼が示した貧困 (poverty) と生活困窮 (indigence) の区分による救貧法の存在論的理解は、その後チャドウィック (Chadwick) によつて (ベンサムの説によらない) 救貧法擁護論となる⁽⁵¹⁾。しかし今日、この区分法による救貧法の社会福

祉立法としての再定義の先駆けを作ったのはすでにベンサムであることが、彼の史料によって明らかとなっている。⁵²⁾

4. 新救貧法への right to relief について

ウェットプ夫妻によるイギリス救貧法史研究が刊行される以前の二〇世紀初めまでのイギリスの見解によると、イギリス救貧法において最も鮮明に被救済者の権利性が明示されるのは、一八二四年の救貧法改正の第五四章の表記であった。これによれば、教区の官吏（貧民監督官ないし救済官等）は「そのたびごとのケースで一時的な救済が要求された場合、究極的必要の範囲で」救済を行う、というものである。⁵³⁾ところが、法の表記には肝心の「生活困窮」の定義が示されていない。救済は申請によるが、救済の判定は依然として教区委員か貧民監督官、そしてそれを認定する地方の治安判事の裁量に任されていた。これが、権利性に関する明確な規定を伴わなくても貧困者処遇の行政措置を実現できたイギリスの伝統といえる。一八三四年の新救貧法でも、定住法の条項は存続した。しかし、それ以前の貧民に対する条項は大幅に削られた。⁵⁴⁾新救貧法は教区と定住戸籍保持者との個人の権利性、義務と負荷の関係について明瞭に認める、という点でコモン・ローを離れた近代法の様相を整えた。同時にイギリスの特徴でもあるが、貧民救済の対象は個人ではなく、世帯主を筆頭とする家族として取り扱われた。家族という集団が救済の対象となっているにもかかわらず、個人の「権利性」としてみなされたのは、定住法による相互補完の機能であったと思われる。定住法による戸籍は、婚姻及び出産時の戸主を規定し、また居住地の移動についても戸主の責任を明確にした。定住戸籍の法的根拠もまた、戸主の配偶者ないし子供であることが条件であった。したがって、救済の判断は定住法による個人が所有する権利性によって裏打ちされていたと考えることができるのである。⁵⁵⁾だが、新救貧法においては労働者

の圧倒的多数に、この条項が当てはまらなくなった。新救貧法は、労働者に対して定住戸籍の相続を断ち切った。これによって、救貧法が伝統的に与えていた定住戸籍による救済権が消滅したのである。⁽⁵⁶⁾これは、中世以降維持されてきた地方行政の「教区」による優位性が終焉を迎える象徴でもあった。総じていえば、一八三四年の新救貧法制定に関連した同時にイギリスの社会改良者たちは、その中央集権制への指向が、地方からたとえ反発を受けようとも、その対案の手法として旧救貧法が獲得した権利性を持続させることを強調しようとはしなかった。

既に考察してきたとおり、議会や議会外の知的指導者の運動による旧救貧法体制の動揺と、新救貧法成立へ至る過程は、受給者たる貧困層が自らの処遇に対する不満を表明するという、受益者およびその利害代表による強力な意思表示の結果としてはなかった。議会を流れた人道主義（キリスト教福音主義）による救済強化による立法の動きはあったが、決定的なものではなかった。結果はむしろその逆であつて、地方税として徴税される当時の支配層の救貧税負担の耐え難い重さから沸き起こったのであった。そして貧民救済に関する論点は、救貧法研究という名を借りながら、法律としての権利や義務を強調する視点ではなく、経済学および経済思想史の視点によつてのみ、論じられたということができる。

このようにイギリスにおける「上から」の需要によつて行われた貧困に対する社会政策は、歴史的に見ても特徴的である。たとえばこの傾向はおよそ一〇〇年後の一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて行われた「貧困問題」をめぐる社会政策が、貧困問題を取り上げる際にも発揮された。問題の設定と社会改良の動きは、貧困者自身および仲間の社会主義による権利性や団結の問題として設定する階層からではなく、むしろそれを対象化して取り上げられる富裕なグループの人々によつて遂行されてきたといえる。⁽⁵⁷⁾ともあれ、こうして出現した一八三四年の新救貧法に対して

right to relief からの評価を試みよう。一八三四年の新救貧法成立は、チャドウィックをはじめとしたベンサマイトと呼ばれるベンサム思想信奉者によって先導され、実現した。思想的指導者のベンサムは、一八世紀から一九世紀のイギリス近代法学の確立に寄与し、コモン・ローを批判し、各人の持つ個別の権利を最大多数の最大幸福という社会的連続性へと押し上げた。確かに彼の基本原理は、功利主義として知られる幸福の最大化であるが、それは当時の自然法解釈による王室・旧貴族、教会および領主等伝統的中産階級の利害擁護のための貧民抑圧ないし放置、すなわち救貧法の廃止を主張するものではなかった。⁵⁸

また、当時のイギリス古典派経済学者を理解しようとするあまり、新救貧法の立法趣旨があたかも労働権とのトレードオフ、すなわち労働テストと引き換えの生存給付を規定しようとした、という考え方を容れるわけにもいかない。なぜならば、すでに筆者が二〇一一年の論文で明らかにしたように、新救貧法の思想的原則を作ったのはノッティンガムシャーのワークハウス行政や治安判事に関係した専門家たちであった。彼らが確立した「劣等処遇」や「ワークハウス収容」の原則は、法的に生活困窮者の個人としての権利を認め、その生存を保障する範囲内での取決めであった。新救貧法の原則を提唱した人々は確かに当時の経済思想家の影響は受けたが、それによって right to relief の原則を放棄し、救貧法解体を唱えたりするものはいなかった。⁵⁹ 一八三四年の新救貧法による貧民抑制とは、救貧税負担の効率化を意図する内容であったが、旧救貧法からの基本原理は貫かれていたのである。しかし同時に、定住法の権限の削減により、権利上の変化は大きかったといえる。すなわち、新救貧法の条文によって貧困救済に関する地方の自治裁量権、言い換えれば教区の救済権を奪った。このことは、コモン・ローからの伝統である個人の救済権をなく奪し、新たに国内行政法による貧民統治に移譲する転換点となった。チャールズワースは、この時点から

貧民の救済がコモン・ローとしての「権利」から「行政の寛大さ」へと変容した、と述べる。⁶⁰

以上みてきたように、救貧法史研究における *right to relief* の概念を通じた定住法との一体的分析の視点は、英米を中心とした研究の水準において、今日では定説といえるであろう。しかし先にも述べたように、英米諸国の研究過程からしても最近の研究成果に属しており、当然ながらわが国においてこの視点について早くから指摘されていたわけではない。先に述べたように、*right to relief* の概念に一九七〇年代から比較的早い時点で着目し、分析を行ったのは大沢真理であった。大沢真理は自身の著作でウェップ夫妻の著作や T.H. マーシャルの論文を引用して新救貧法の「自由主義段階論」における *right to relief* の概念を整理した。この視点の重要さは、それはすでに述べたように社会政策における「扶助請求権否認の自由主義国家像」として、経済思想史の中で半ば「常識的」な解釈が通っていた時期において、この種の議論の一つの重要な立脚点のただなかで敢えて提起した研究視点であったことである。この作業で大沢は、ベンサムや後の法学者による新解釈が現れるはるか以前の当時の文献の制約の中で、膨大な資料を検討したうえで *right to relief* の概念は明らかにウェップ夫妻が誘導する方向とは異なる、と見抜いた。⁶¹ もっともこれはすでに述べたように、ウェップ夫妻が当時の時点で知りうる史料の限界から導き出された結論の隘路を突く視点といってもよい。しかし、今日の救貧法研究者の間では「常識」に位置する定住法と *right to relief* の概念との法的な関係について、一八三四年の時代がそれほど注目していた、という事実はない。⁶² 大沢真理の分析も、救貧法委員会が当時ようやく用い始めた *right to relief* の概念を、必ずしも定住法の存在とその変遷に沿って考察できる状況になかった中での、難解な解釈に終始している。⁶³ 新救貧法における定住法の位置は、まさにコモン・ローの適用の残滓と、近代法との入れ替わりについて、時間をかける形で移行させるといふセレモニーの一つとして作用したとみられ

る。こうして新救貧法は国内行政法のひな型を示し、イギリス近代法体系がさらに確立するとともに、新救貧法内のコモン・ロー的側面が次第に消滅の過程をたどることとなるのである。

(1) この分野では Simon Deakin and Frank Wilkinson (2005) *The Law of the Labour Market : Industrialization, Employment and Legal Evolution*, Oxford University Press が最も詳細である。

(2) ドイツ連邦基本法では、社会権のうち個人の尊厳に関する項目が生存権より優位の位置にいることはよく知られた事実である。

ドイツ基本法第一条「人間の尊厳、基本権による国家権力の拘束」*Menschenwürde, Grundrechtsbindung der staatlichen Gewalt*を参照のこと。

(3) 周知のように、わが国で「社会福祉」という用語が登場したのは憲法第二十五条第二項、「国は、すべての生活部面について、社会保障、社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という条文からである。この第二項については、原案が我が国の国会によるものではなく、GHQによる条文の翻訳であることは知られている。それ以前は、今日の社会福祉のことをわが国では「社会事業」と呼んでいた。

日本国憲法第二十五条第一項の成立に関する事情については、矢野 聡 (二〇一一)『日本公的年金政策史』ミネルヴァ書房、五八一―六一頁を参照願いたい。

(4) G.Himmelfarb (1984), 'The Idea of Poverty', Faber : London, p.5

(5) 新救貧法と古典派経済学との連関を最もよくまとめた論考として、森下宏美を挙げることができる。しかしこれもまたわが国の救貧法研究の蓄積の多くがそうであったように、経済思想史からの論考であり、新救貧法という法制度を扱いながら法思想とその運用の変化と発展にまで踏み込んだ内容ではない。

森下宏美 (二〇〇六)、「救貧法改革と古典派経済学」、『北海道大学 経済学研究』、第五六巻第一号、pp.51-62.

イギリス救貧法における right to relief の形成について (矢野)

四九 (二二二)

- (6) 1601. 43 Elizabeth. cap. 2.
- (7) 1834. Poor Law Amendment Act, 4& 5 William IV. cap. 76.
- (8) イギリス救貧法は、一九四八年に成立した「国民扶助法 National Assistance Act 1948 : 1948 c. 29 (Regnal. 11_and_12_Geo_6) によって、法制上は最終的に消滅したといわれている。しかし、ワークハウスの遺構や劣等処遇の精神の存続など、救貧法に付随した国内の意識はすぐにはなくならなかった。
- (9) 大沢真理 (一九八六)、「イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家」東京大学出版社 はしがき
- (10) 同右二頁
- (11) これについて、最近の個別の研究を取り上げることとはしない。たとえば、社会政策学会第一一九回大会の共通論題、「最低賃金制度と生活保護制度」を参照願いたい。
社会政策学会誌 (二〇一〇)「社会政策」第二卷第二号、ミネルヴァ書房、五一四七頁
- (12) 例えば戦後の生活保護行政を先導した木村忠次郎も、また小山進次郎も、その解釈と運用の方針についてはイギリス法による福祉国家思想の影響下にあった、ということができであろう。
小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用 (復刻版)』全国社会福祉協議会、二〇〇四年
- (13) 1601. 43 Elizabeth. cap. 2. 'For the Relief of the Poor'
- (14) T.W.Fowle (1881), 'The Poor Law' London Macmillan and Co. p.55.
- (15) Sidney and Beatrice Webb (1963), 'English Poor Law History Part1: The Old Poor Law' Frank Cass and Co. p.397.
- (16) 実際、エリザベス救貧法が普遍的な法律としてイングランド、ウェールズ全体に普及するのには一〇〇年の歳月がかかったといわれている。
- (17) G.Himmelfarb, *ibid.*p.149.
- (18) 1662. 14 Charles II. cap. 12.
- (19) R.Burn (1764), *The History of the Poor Laws*, Reprinted 1973 by Augustus M. Kelly Publishers, pp106-111

- (20) P. Slack (1990), *The English Poor Law, 1531-1782*, Cambridge University Press, p.54.
- (21) Charlesworth L. (2010), *Welfare's Forgotten Past*, Routledge p.52.
- (22) これについては多くの研究がある。最近では Bedfordshire の教区の救貧法運用事例を分析した、Samantha Williams (2011), *Poverty, Gender and Life-Cycle under the English Poor Law 1760-1834*, The Royal Historical Society: The Boydell Press を参照願いたい。
- (23) Charlesworth L. (2010) *ibid.* p.50
- (24) 1691. 3 William and Mary, cap. 11. 'For ... supplying the Defects of the former Laws for the Settlements of the Poor'
- (25) P. Slack (1990), *ibid.* p.54.
- (26) 1696-97. 8&9 William III . cap. 30. 'For supplying some Defects in the laws for the Relief of the Poor'
- (27) P. Slack (1990), *ibid.* p.54.
- (28) 1714. 1 George I . Ss 1, 2, Charlesworth L. (2010), *ibid.*, p.50.
- (29) Charlesworth L. (2010), *ibid.*, pp.50-51.
- (30) *Ibid.*, p.51.
- (31) *Ibid.*, p.51
- (32) この動きについては矢野 聡 (二〇〇八)「ワークハウス概論(1)」、『政経研究』第四五巻第二号、日本大学政経研究所、一―二四頁を参照願いたい。
- (33) 1722. 9 George I . cap. 7. 'For Amending the Laws relating to the Settlement, Employment and Relief of the Poor (Workhouse Test Act)'
- (34) P. Slack (1990), p.55.
- (35) Charlesworth L. (2010) *ibid.* p.54.
- (36) 1795. 35 George III . cap. 101. An Act to prevent the Removal of Poor Persons until they shall become actually Chargeable

- (37) 1796. 36 George III. cap. 10 and 23.
- (38) Pashley, R. (1852), *Pauperism and Poor Laws*, London: Longman Brown Green and Longmans, by Kessinger Publishing's Legacy Reprints
- (39) *Ibid.*, p.253.
- (40) Charlesworth L. (2010) *ibid.* p.56.
- (41) J.R. Poynter (1969), *Society and Pauperism, English Ideas on Poor Relief 1795-1834*, Routledge and Kegan Paul Limited, p7.
- (42) 1809. 49 George III. cap. 14.
- (43) チャドウィックの『アンソニー・ブランドウィックの政治』 Anthony Brundage (1988), *England's Prussian Minister: Edwin Chadwick and the Politics of Government Growth, 1832-1854*, The Pennsylvania State University Press 邦訳『アンソニー・ブランドウィックの政治』 藤井徹 訳 (二〇〇二) 『エドウィン・チャドウィック 福祉国家の開拓者』ナカニシヤ出版、を参照願いたい。 廣重雄四郎
- (44) M. Quinn (ed.) (2001), *The Collected Works of Jeremy Bentham; Writings on the Poor Laws, Vol. I*, Clarendon Press · Oxford
- (45) K.D.M Snell (1985), *Annals of the Laboring Poor: Social Change and Agrarian England 1660-1900*, Cambridge University Press P.73.
- (46) Lynn Hollen Lees (1998), *The Solidarities of Strangers, The English Poor Laws and the People, 1700-1948*, Cambridge University Press, pp.73-81.
- (47) 1782. 22 George III. cap. 83.
- (48) Anno Regni GEORGII III. VicesimoSecundo.CAP. LXXXIII.An Act for the better Relief and Employment of the Poor. [1782.]
xxxviii. And be it further enacted, That if any poor Person shall be retarded on his or her Passage through any Parish,

Township, or Place, in which he or she has no legal Settlement, by Reason of his or her meeting with any Accident, or being afflicted with any dangerous Sickness or bodily Infirmary, without the Means of Subsistence, or of proceeding to the Place of his or her Settlement, the Guardian living near the Place where such distressed Object shall be, shall, and is hereby required, upon Notice thereof, forthwith to provide Lodgings, and suitable Nourishment and Assistance (and also Cloathing if necessary) for such Person, until he or she can be removed with Safety; (六一略)

(49) Englander D. (1998), *Poverty and Poor Law Reform in 19th Century Britain, 1834-1914 From Chadwick to Booth*, Longman p.120

(50) W. Stark (ed.) (1952), *Manual of Political Economy in Jeremy Bentham's Economic Writings*, 3vols. London, p.272

(51) 大沢真理 (一九八六)、『前掲書七六一―八二頁

(52) M. Quinn (ed.) (2001), *ibid.*, pp.217-263.

(53) The Poor-Law Officers' Journal (ed.) (1924), *The Law Relating to the Relief of the Poor*, London : Poor law Publications LMD. p.1.

(54) Section64-68.

(55) Charlesworth L. (2010), *ibid.*, p.47.

(56) Charlesworth L. (2010), *ibid.*, p.61

(57) ブース (C.Booth) とラウントリー (B.S.Rowntree) は一九世紀から二〇世紀のイギリスの貧困研究によって貧困問題をイギリスの主要な社会政策課題の押し上げた人物として有名であるが、よく知られているようにブースは汽船会社の社長で、ラウントリーは製菓会社の社長であり、貧困問題は自身ないし階級の、存在論的問題としてとり扱う課題ではなかった。こうしたことから貧困問題という課題を調査研究の対象として問題解決の方法を探る際の、イギリス社会の独自性をうかがうことができる。

(58) 矢野 聡 (二〇〇八)、『ジェレミー・ベンサムの救貧思想―旧救貧法から近代社会政策へ―』日本大学法学会、『日本法学』

第七四卷第一号、二七―五三頁を参照願いたい。

- (59) 矢野 聡（二〇一一）、「イギリス救貧法原理の形成過程に関する研究」 日本大学政経研究所、『政経研究』第四八卷第一号、一―二六頁を参照願いたい。

(60) Charlesworth L. (2010), *ibid.*, p.62

(61) 大沢真理（一九八六）、前掲書一六頁

(62) Charlesworth L. (2010), *ibid.*, p.61.

(63) 大沢真理（一九八六）、前掲書一五八―一六九頁